

【30用語】

按（あん）..案に同じ、下書き、草案、原案

加之（しかのみならず）..そればかりでなく、その上に

客月（かくげつ）..先月、前月

早天（そうてん）..早朝、明け方

夫々（それぞれ）..一つ一つ、めいめい

奉職（ほうしょく）..職を奉ずること、公けの職務につくこと

相違（そうい）..かれこれと互いに異なること、相異

廻送（かいそう）..他の場所へ差し回すこと、回送

召喚（しょうかん）..裁判所または指定された場所へ出頭を命じること

【30解説】

明治九年（一八七六）八月に第二次群馬県が誕生すると、高崎安国寺が仮本庁となつたが、その後、再び県庁の移転問題が浮上し、明治十四年二月の太政官布告で県庁の位置が前橋に決定された。これに抗議する高崎の住民惣代は同年七月、楫取群馬県令に面会を求めたが拒絶された。このため翌八月には数百人の高崎住民が大挙して前橋に押しかけ、抗議活動を展開した。

本文書は、高崎駅四十二か町人民惣代の一人で松本裁判所に勤務する長尾景之について取り調べるため、群馬県警察本署が松本裁判所へ依頼した照会文の伺いである。また高崎住民は裁判にも訴えたが、明治十五年三月、東京控訴裁判所の原告敗訴の判決により、正式に県庁を前橋に置くことが確定したのである。